資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円、資本準備金の額を一千万円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年六月十三日であり、株主総会の決議は、平成二十六年五月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十月二日

掲載頁　六十二頁（号外第二一四号）

平成二十六年五月九日

大阪府泉大津市臨海町二丁目一七番地

株式会社ガスケミカル物流西日本

代表取締役　橋本　武昇

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を十株及び取得請求権付種類株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年五月九日

東京都渋谷区渋谷三丁目二七番一一号

株式会社ニューポート

代表取締役　ケビン・マコーリフ

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年五月九日

青森市大字駒込字桐ノ沢一三六番地四

成和産業株式会社

代表取締役　中村　敏

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年五月九日

東京都目黒区東山一丁目二番七号

武蔵野工業株式会社

代表取締役　中村　敏

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して発行済みの当社普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、当該定款変更の効力発生日は平成二十六年五月三十日です。

平成二十六年五月九日

東京都目黒区東山一丁目二番七号

武蔵野工業株式会社

代表取締役　反町　研一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年五月九日

東京都大田区北糀谷二丁目一〇番一三号

株式会社羽田パイプ製造所

代表取締役　野口　雄司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年五月九日

大阪市中央区久太郎町三丁目一番二九号

大東鉄板株式会社

代表取締役　佐渡島宇平

限定承認公告

本籍北海道札幌市白石区南郷通一八丁目北四番地、最後の住所札幌市北区屯田五条一〇丁目九番四号

被相続人　亡　田原　義明

右被相続人は平成二十六年二月十一日死亡し、その相続人は平成二十六年四月二十八日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月九日

札幌市中央区大通西一二丁目　北海道合同法律事務所

相続財産管理人田原七尾

右代理人弁護士　佐藤　哲之

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市南区観音町七丁目四六番地、最後の住所愛知県名古屋市瑞穂区田辺通六丁目五番地の二　被相続人　亡　森　日出雄

右被相続人は平成二十六年二月二十一日頃から二十八日頃までの間に死亡し、その相続人は平成二十六年四月二十三日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月九日

愛知県名古屋市中区錦三丁目二番四号相互ビル五階弁護士法人桜通法律事務所

相続財産管理人森和恵

代理人　弁護士　梅村　真紀

金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告

当社は、株式会社ユニマットゼネラル（住所東京都港区南青山二丁目一二番一四号）に対して当社の投資助言業に係る事業の全部を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十六年六月十日です。

平成二十六年五月九日

東京都港区南青山二丁目一二番一四号

株式会社ユニマットライフ

代表取締役　菅田　貴人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九十五億円減少し、百億円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十六年六月十三日であり、社員総会の決議は、平成二十六年五月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年四月二十二日付官報の号外第九十号八十一頁に掲載されています。

平成二十六年五月九日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

日本橋デベロップメント特定目的会社

取締役　平本　正和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十五年十月十六日付官報号外第二二四号六十頁に掲載されています。

平成二十六年五月九日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビルディング六階

CapitaRetail　IYE特定目的会社

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十六年四月十八日付官報号外第八十八号九十頁に掲載されています。

平成二十六年五月九日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビルディング六階

CapitaRetail　LPM特定目的会社

取締役　石田　泉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十億円減少することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年六月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年五月九日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビルディング六階

CapitaRetail　LPM特定目的会社

取締役　石田　泉

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十六年三月三十一日（号外特第六号）目次欄中（原稿誤り）				
三三		一四	終りから 場合要耐震	場合の要耐震
平成二十六年三月二十六日（号外第六十四号）公布国土交通省令第二十五号（国土地理院組織規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一四下		二	第十五号し	第十五号とし
平成二十六年四月十四日（号外第八十三号）内閣府告示第九十九号（地域再生計画の変更を認定した件）（原稿誤り）				
一〇二		一〇〜九	終りから 安心と癒やしの	安心と癒やしの
平成二十五年十二月十九日国土交通省告示第千二百七十四号（地すべり防止区域を指定する件）（原稿誤り）				
六三		二	終りから 多聞線	関宮山根線

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月九日付第一〇一号六四
調達第八四号四八ページ

ページ●同日付第一〇二号六一六ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）